七　第一種臨時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額

八　第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

12　前項の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十五による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　第一種臨時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の定款の写し

二　登記事項証明書（第一種臨時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三　当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、第一種臨時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

四　削除

五　当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種臨時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六　第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七　第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八　前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

13　第十一項の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者であって次条第一項の確認を受けようとするものは、前項の報告書を次条第二項の申請書と併せて都道府県知事に提出しなければならない。

14　第一項及び第二項の規定は第二種特別贈与認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継贈与があった者に限る。）について準用する。この場合において第一項中「当該認定に係る贈与」とあるのは「当該認定に係る第一種経営承継贈与」と、「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者」と、第二項中「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と読み替えるものとする。

15　第三項及び第四項の規定は第二種特別贈与認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継相続があった者に限る。）又は第二種特別相続認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継相続があった者に限る。）について準用する。この場合において第三項中「当該認定に係る相続」とあるのは「当該認定に係る第一種経営承継相続」と、「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と、第四項中「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と、と読み替えるものとする。

16　第五項、第六項及び第十一項から第十三項までの規定は第二種特別贈与認定中小企業者について準用する。この場合において第五項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種随時贈与報告基準日」とあるのは「第二種随時贈与報告基準日」と、「第九条第二項各号」とあるのは「第九条第四項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と、「第一種随時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種随時贈与報告基準期間」と、「第一種随時

七　臨時贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額

八　臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

12　前項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十五による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　臨時贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の定款の写し

二　登記事項証明書（臨時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三　当該特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、臨時贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

四　削除

五　当該特別贈与認定中小企業者の臨時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六　臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七　臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八　前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

13　第十一項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者であって次条第一項の確認を受けようとするものは、前項の報告書を次条第二項の申請書と併せて都道府県知事に提出しなければならない。

［新設］

［新設］